

整理番号	消防 - 法不 - 70
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	登録容器等製造業者に対する災害拡大防止措置命令
概要	市長は、登録容器等製造業者が規格に適合しない容器又は附属品を製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条の30 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	高圧ガス保安法第49条の30 経済産業大臣又は都道府県知事は、第49条の21第1項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品（第49条の24第1項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生防止について判断する必要があるため、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	